

中東情勢による建設資材への影響を踏まえた設計変更に係る特記仕様書

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「対象資材」という。）の調達に必要な経費（以下「別途調達経費」という。）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 対象資材は、ナフサを由来とする建設資材のうち、本工事で調達する資材に限り監督職員と協議のうえ決定する。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、対象資材について別途調達経費が必要となる場合には、様式1により事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - （1）設計図書どおりの資材を調達できず、代替資材を調達した場合
 - （2）設計図書どおりの資材を、流通経路の見直しにより調達した場合
 - （3）設計図書どおりの資材を調達したが、別途調達経費が必要となった場合
4. 受注者は、様式2により別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達協議については設計変更の対象とする。